



女子栄養大学と武蔵村山市との連携・協力に関する包括協定書

女子栄養大学（以下「甲」という。）と武蔵村山市（以下「乙」という。）とは、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携と協力の下、各々の資源の相互活用と人的交流を行い、豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 食と健康、福祉に関すること。
- (2) 子育て及び教育に関すること。
- (3) 文化、スポーツ及び生涯学習に関すること。
- (4) 農商工業、観光及び環境に関すること。
- (5) 人材育成及び学術振興に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

（実施条件）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に係る条件及び経費負担等について別途協議し、個別協定を交わすことができる。

（協議事項）

第4条 甲及び乙の連携協力による事業を円滑に推進するため、甲及び乙の求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営は女子栄養大学広報戦略室及び武蔵村山市協働推進部協働推進課において実施する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年後の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月16日

甲 埼玉県坂戸市千代田三丁目9番21号
女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部

学長

香川明夫

乙 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市

武蔵村山市長

藤野勝